

## 水木しげるロードリニューアル基本計画・基本設計検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 水木しげるロードリニューアル基本計画及び同基本設計（以下「基本計画等」という。）の策定を行うにあたり、関係団体・企業・市民等の意見を取りまとめ、基本計画等に反映させるため、水木しげるロードリニューアル基本計画・基本設計検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために次の事項について協議を行う。

- (1) 基本計画等の内容に関すること
- (2) その他、基本計画等の策定に必要な事項
- (3) 地元説明及び調整に関すること

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の代表者
- (2) 自治会等の代表者
- (3) 民間企業の代表者
- (4) その他、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員)

第4条 委員会に委員長および副委員長を置く。委員長は、市長の指名により、副委員長は、委員長の指名によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (顧問)

第5条 委員会に顧問を置く。顧問は、市長の指名によりこれを定める。

- 2 顧問の名称は、「まちづくり顧問」とする。
- 3 顧問は、基本計画等の原案を作成し、委員会に諮る。
- 4 顧問は、基本計画等について、地元住民等に説明を行う。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席（委任状を含む）しなければ開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (部会の設置)

第7条 委員会の運営上、必要と認める場合は、部会を設置することができる。

### (事務局)

第8条 委員会の事務局は、建設部管理課に置く。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

### (施行期日)

この要綱は、平成26年9月2日から施行する。